

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

- 1 地域コミュニティ
- 2 交流

第2節 パートナーシップ

- 1 情報共有
- 2 市民参加と協働

【留意事項】

- 文言の整理を行った結果のみ見え消しで表示しています。
- そのため、体裁、図及び表については、前期基本計画のままとなって
いるため、素案を御確認ください。

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域のつながりの希薄化が進行している背景を踏まえ、自助・共助・公助それぞれの場面において、一人一人が担う役割を理解し、力を発揮することができる、お互いが支え合う地域社会のを形成に向けてするには、市民や、事業者等の多様な主体と協働し、市が協働によりまちづくりを進めていくことが重要です。また、協働にあたっては、市が市政を取り巻く現状や各施策への取組などの市政情報を積極的に共有する市民、事業者にしっかりと伝えるとともに、より分かりやすく、効果的に共有するよう努め、地域が抱えている課題等について理解し、共通認識を持った上で、多様化・複雑化している地域課題に地域社会における課題の解決に向けて協働で取り組んでいくことがまちづくりの理想的な姿であると考えます。

防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めています。

また、市民に対して市政情報をの共有し、と市民の市政への参加を促進することで、相互の情報共有に努め、市民と市が一体となったの協働による地域振興を推進します。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の活性化に努めるとともに、新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

2 交流

市民同士の交流及び都市間交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

市民や事業者等の多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めます。

市政情報等を積極的に発信するとともに、市民が知りたい情報を容易に得ることができるように、情報共有の仕組みを整備します。

2 市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図るとともに、多様な主体との協働によるまちづくりにも取り組みます。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

■ 現状と課題

少子高齢化等の社会構造の変化や生活様式の変化等の影響により、地域コミュニティ機能が全国的に停滞・弱体化しており、こうした地域コミュニティ機能の弱まりが進むことで、特に高齢者の孤独死や子育て家庭を地域で支える機能の低下等、多くの問題が顕在化することが見込まれます。

本市においても市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会は、市民の価値観やライフスタイルの多様化によりの加入率は、の減少が続き、令和6年4月現在 22.7% となっています（図1-1 参照）。平成30年に実施した市民意識調査では、特に若い世代の加入率が低いことから、既加入世帯の負担が増加し、長く自治会の活動を支えてきた世代の脱退につながる例も見受けられました。

そのよう中、自治会活動紹介パネル展などを実施し、自治会の活動周知と加入促進を図るとともに、自治会に対して各種補助金を交付するなど自治会活動への支援を行っています。

また、コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の適切な管理を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設や修繕等に対する支援を行っています。

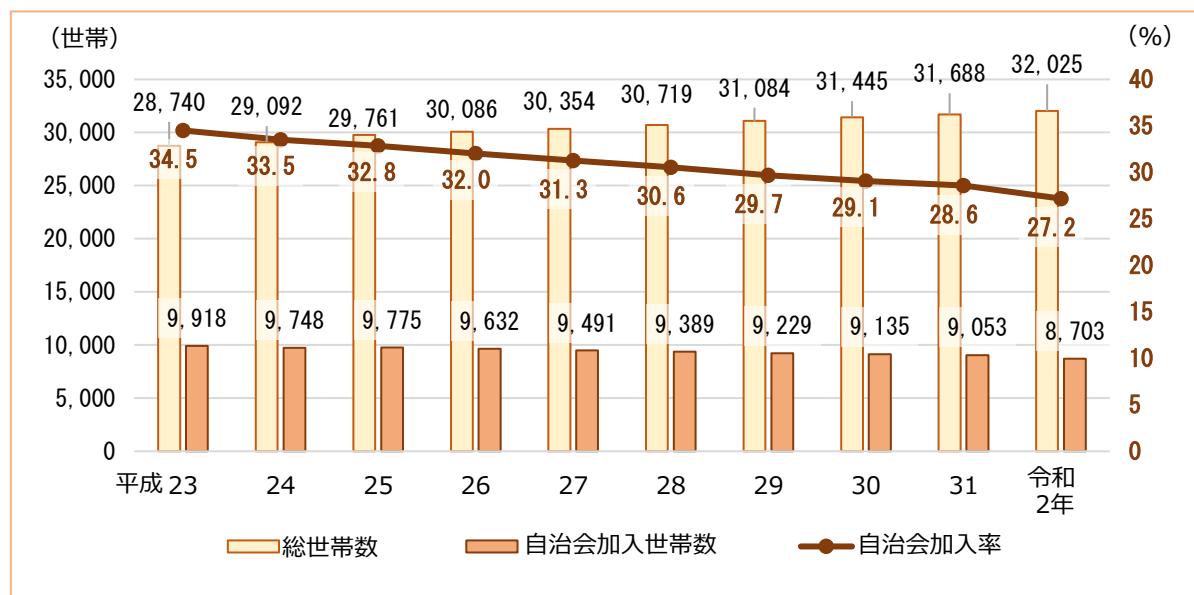
顕在化が見込まれる多くの問題に対応していくため、今後も自治会を中心とした地域コミュニティや社会的活動を行う団体への支援など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めいく必要があります。

このような状況の中、本市では、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成を目的に、地域みんなでまちづくり会議の設立を促進してきました。この地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、開催方法等を一新し、参加者の増加を図るなど、地域住民と地域を支える様々な団体等との連携により、複雑化・多様化する地域の課題を解決していくための取組を推進しています。

今後も、市民や事業者等と連携して地域の課題を解決していくためには、自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動等を行う団体を支援し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

図 1-1 自治会の加入率

(各年 4月 1日現在)

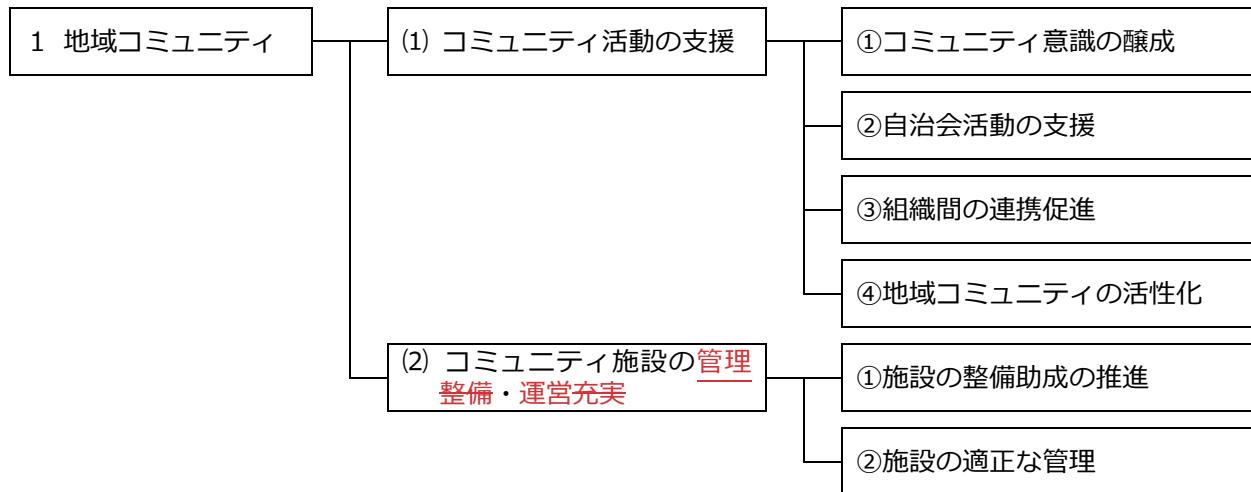


出典 協働推進課資料

■ 基本方針

コミュニティ組織の活性化は地域の課題の解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) コミュニティ活動の支援

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① コミュニティ意識の醸成	<p>市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。</p> <p>また、コミュニティづくりを推進するため、幅広い世代の職員が地域へ積極的に出向くとともに、縁が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等によるボランティア活動の情報提供 ○ 強靭化ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 	協働推進課	
② 自治会活動の支援	<p>自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化及び持続可能性の向上を図ります。</p> <p>また、毎年6月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。</p> <p>あわせて、自治会の認可地縁団体(*20)への移行を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強靭化自治会活動に対する補助等の支援 ○ 強靭化自治会加入促進事業の充実 ○ 自治会の認可地縁団体への移行支援 	協働推進課	

(*20)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
③組織間の連携促進	自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。 ○自治会連合会の連携促進 ○連合組織への加入促進	協働推進課	
④地域コミュニティの活性化	自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、新たな地域活動の担い手の確保や地域団体における役員等の負担軽減に向けてデジタルツールを活用した取組を支援するなど地域みんなでまちづくり会議の充実を図るほか、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。 <u>地域の状況や時代に即した新たな地域コミュニティの在り方を検討します。</u> <u>また、地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、若手職員を派遣します。</u> ○強制化 地域コミュニティの活性化策の検討 ○地域みんなでまちづくり会議への若手職員の派遣	協働推進課	

(2) コミュニティ施設の管理・運営整備一充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①施設の整備助成の推進	コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の整備を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設、修繕などについて際し、支援助成を行います。 ○強制化 地区集会所等の整備 ○自治会集会所建設費等補助の推進	協働推進課 文化振興課	
②施設の適正な管理	地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。 ○強制化 緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの適正な管理運営 ○強制化 地区集会所等の適正な管理 ○学校施設の地域開放	協働推進課 文化振興課 スポーツ振興課	

■ 成果指標



2 交流

■ 現状と課題

都市間交流について、本市は、平成2年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。

近年では、本市で開催されたイベントに栄村が参加し、物産品などの栄村の魅力を多くの方に知っていただく機会となりました。

また、長野県栄村で伝統的に行われている「栄ふるさと太鼓」と市内を活動拠点とする団体が太鼓を通した姉妹都市交流を行うなど都市間交流を推進しています。

また、平成8年に「武蔵村山市ふれあいまちづくり宣言」を行い、誰もが家庭、地域、自然とのふれあいを大切にすることを基本的な柱として、市民との連携により、心から住んでよかったですと思えるまちづくりを推進しています。

村山温泉「かたくりの湯」については、大規模改修工事を経て令和8年 月平成30年3月にリニューアルオープンを迎え、しました。市外からの来場者も含めて多くの人が利用しており、大切な交流の場となっています。

国際交流について、横田基地英語ツアーや国際理解講座を実施するなど、市民の国際理解を深める取組を行うとともに、日本語を話すことが難しい外国人来庁者に対応するため、多文化共生推進事業職員協力員制度や多言語通訳タブレットの運用を行いました。

外国人住民数については、本市では東日本大震災を機に一時的に減少が見られましたが、近年は増加傾向にあります。(図1-2参照)。

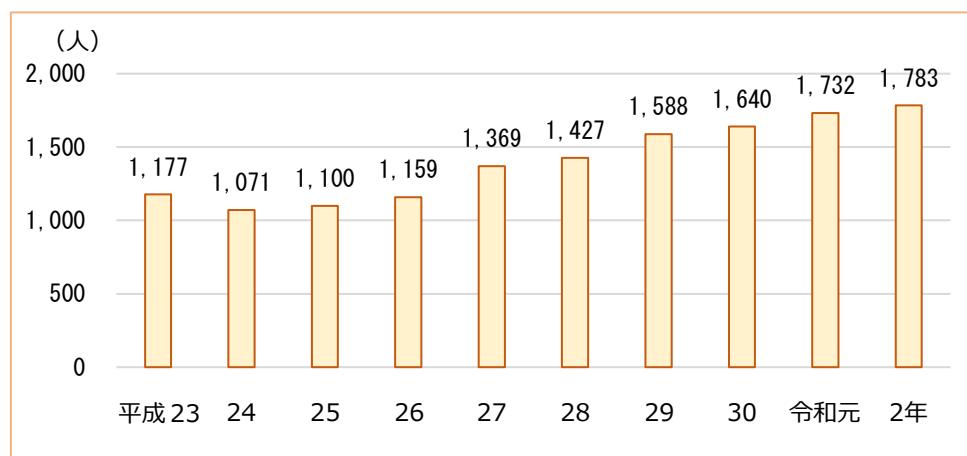
さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、本市は平成29年にモンゴル国のホストタウン(*21)となり、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まりました。

市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

図 1-2 外国人住民数の推移

(各年 12 月 31 日現在)



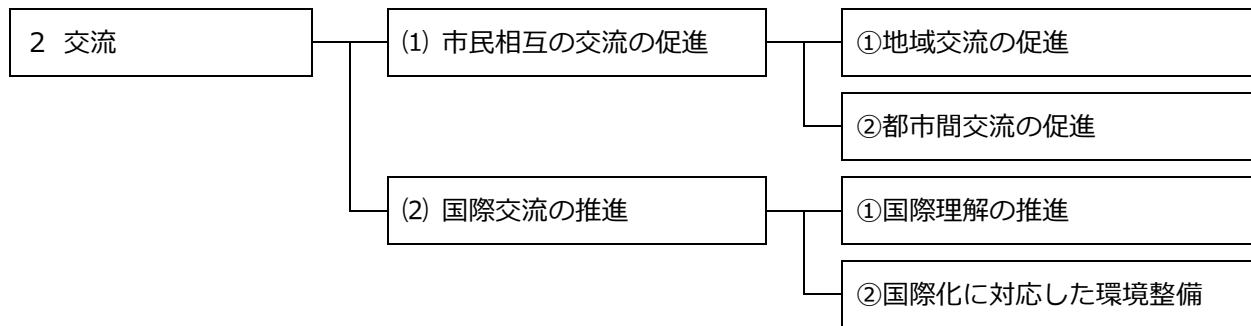
出典 市民課資料

(*21)ホストタウン: 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、参加国・地域との人的・文化的・経済的な交流を図る地方公共団体

■ 基本方針

市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めていきます。とともに、市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 市民相互の交流の促進

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①地域交流の促進	<p>市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。</p> <p>また、若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりの検討を進めます。</p> <p>○強化 地域コミュニティの活性化策の検討【再掲】 ○自治会などに対する各種支援の実施</p>	協働推進課	
②都市間交流の促進	<p>教育・文化、スポーツなどを通した市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進し、広報誌、ホームページ、SNS等を利用した相互情報の普及を図ります。</p> <p>また、村山デエダラまつりを通じて青森県むつ市と、ひまわりガーデン武蔵村山を通じて清瀬市との交流を図ります。</p> <p>○姉妹都市交流事業 ○青森県むつ市及び清瀬市との相互交流</p>	協働推進課 スポーツ振興課 産業観光課	

(2) 国際交流の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①国際理解の推進	<p>国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を、学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。</p> <p>また、国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。</p> <p>さらに、地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業の検討 ○横田基地高校生英語ツアーオの実施 ○強制化市民と外国人コミュニティとの交流促進 ○外国青年英語教育の推進 	<p>協働推進課</p> 	
②国際化に対応した環境整備	<p>外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外国語翻訳に対応したホームページ・アプリの運用やタブレット端末の活用設置、多文化共生推進事業協力員(*22)の育成をすることで、外国人に対応しています。</p> <p>また、行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語や「やさしい日本語」でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強制化外国語翻訳に対応したホームページの運用 ○日本語学習などをを行う市民活動団体への支援 ○強制化市役所窓口に外国語翻訳に対応したタブレットを設置 ○強制化多文化共生推進事業協力員制度の充実 ○ごみ分別アプリの外国語に対応した運用 ○子ども・子育て応援ナビの外国語に対応した運用 ○外国語版母子手帳の配布 ○強制化公共施設表示の外国語併記 ○強制化公共施設案内パンフレットへの外国語併記 	<p>秘書広報課</p> <p>協働推進課</p> <p>ごみ対策課</p> <p>子ども子育て支援課</p> <p>関係各課</p> 	

成果指標



(*22)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

■ 現状と課題

地域の活性化を図るためにには、本市の魅力を発信し、イメージを高めていくことで多様な人々を呼び込むとともに、市民の市への愛着心を育むことが重要です。

多摩都市モノレールの延伸は、多様な人々が来訪するきっかけとなるため、市内外に向けて本市の魅力を発信し、多様な人々の来訪に向けた施策を行っていく必要があります。

市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。

市報やホームページに加え、SNSを情報発信手段として活用するなど、より伝わりやすく、分かりやすい広報活動に取り組んでいます。

本市では、公文書の開示、広報紙、ホームページ及びSNSなどを通じて、各種情報を市民に分かりやすく公表し、市民との情報共有を推進しています（表1-1参照）。

情報公開制度では、公文書の開示のほか、文書管理を電子化したことに伴い、ホームページへ公文書目録を公開しています。

今後も、市民をはじめとする多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、すべての住民に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信を行う必要があります。市が保有する市政情報を市民の共有財産として有効に活用されるよう市政情報を分かりやすいものにするとともに、市民が市政について的確な認識及び評価に基づく判断ができるよう市政情報を適切に管理し、積極的に公表する必要があります。

表1-1 公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況 (各年度3月31日現在)

年 度	開示 請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
平成27	28	9	16	3	0	契約関連書類、 学校教育工事関連書類等
28	27	7	17	3	0	
29	39	17	17	5	0	
30	24	6	18	0	0	
令和元年度	25	5	16	4	0	

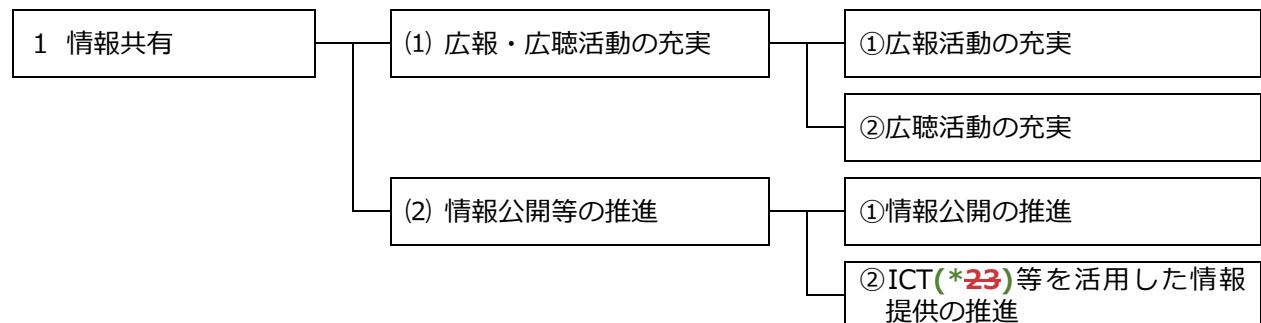
出典 文書法制課資料

■ 基本方針

市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。

市民をはじめとする多様な主体と市が、事業者と市が良きパートナーとして連携し、よりよい市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めますための仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容



(*23)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technologyの略）を指す。イ
ンターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

(1) シティプロモーションの推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①シティプロモーションの推進	市民の愛着心や市外からの認知度等の向上を目的に、市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けられるようシティプロモーションを推進していきます。		

(1)(2) 広報・広聴活動の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①シティプロモーションの推進	市民の市への愛着心や市外からの認知度等の向上を目的に、市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。		
②④広報活動の充実	<p>広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。</p> <p>あわせて、ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*24)やユーザビリティ(*25)に配慮した誰もが利用しやすい形での情報提供に努めます。</p> <p>また、新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*26)の効果的活用に努め、本市の特性をいかした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信を図ります。</p> <p>職員の広報に対する意識及び技術を向上させるため、「伝わりやすい文章表現」や「広報媒体ごとの特性」といったテーマの研修を実施し、市全体の広報活動のレベルアップを図ります。</p>	秘書広報課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	活動の充実 ○強制化 SNS等による広報手段の充実 ○伝わりやすい情報発信研修の実施		
③②広聴 活動の充実	<p><u>これから本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。</u></p> <p>市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査やワークショップ、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。</p> <p>あわせて、ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、ICTを活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。</p>	○市民と市長のタウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実 ○強制化ホームページ等を活用した広聴活動 ○各種審議会等の市民参加の促進 ○市民意識調査の実施	秘書広報課 
		関係各課	

(*23)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）を指す。

インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

(*24)アクセシビリティ：様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ

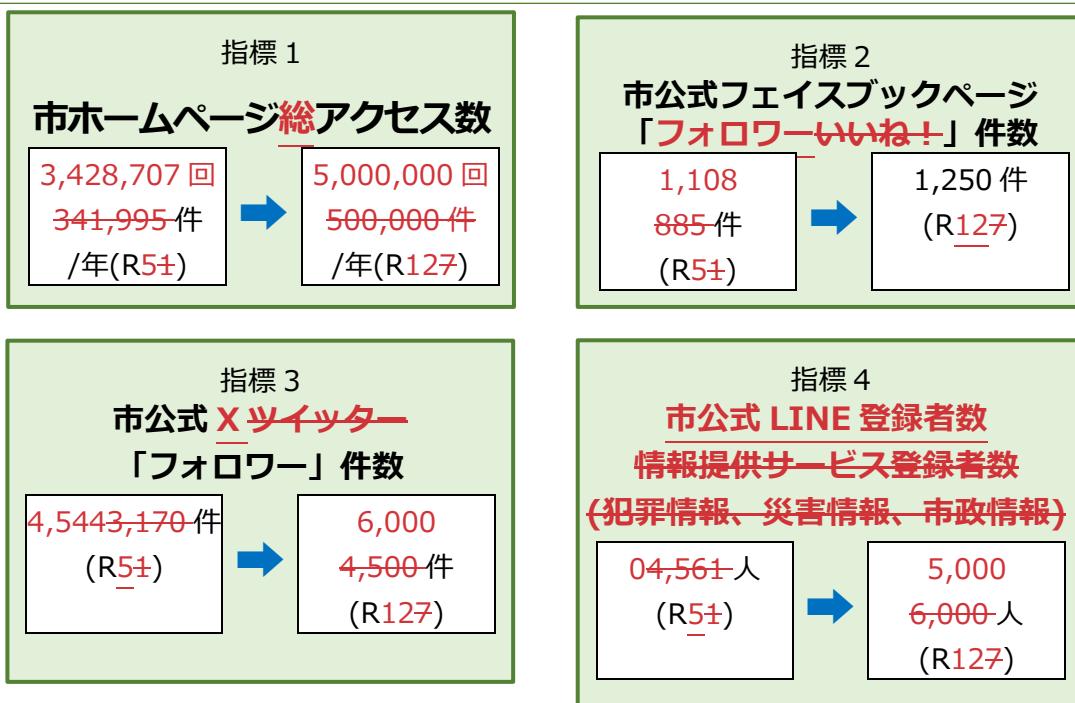
(*25)ユーザビリティ：複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ

(*26)パブリシティ：プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

(2)(3) 情報公開等の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①情報公開の推進	<p>情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、<u>ホームページでの公文書の目録検索システムの運用など</u>各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。</p> <p>また、市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。</p> <p>さらに、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から<u>東京都と連携し、公共データのオープンデータ化を推進します。</u></p>		
	○公文書の開示、情報公開及び情報提供施策の推進	関係各課	
	○強制化オープンデータ化の推進	行政経営課	
	○ホームページでの公文書の目録検索システムの導入検討	文書法制課	
②【新規】ICT等を活用した情報提供の推進	<p>SNSや電子メール等を活用し、犯罪・災害・市政情報等の発信について<u>電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービス</u>について、即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。</p> <p>また、スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。</p>		
	○強制化情報提供サービスの配信内容の充実	秘書広報課 防災安全課 教育指導課	
	○ごみ分別アプリを活用した情報発信	ごみ対策課	
	○子ども・子育て応援ナビを活用した情報発信	子ども子育て支援課	

■ 成果指標



2 市民参加と協働

■ 現状と課題

地域社会が抱える課題は多様化・複雑化しており、こうした課題を解決し、よりよい市政を運営するにあたっては、市民や、社会的活動を積極的に行うボランティアやNPO法人(*)、大学等の多様な主体と協働していくことが不可欠となっています。

市民の意思を市政に反映させるため、施策の計画から実施、評価に至る各過程において市民が主体的に関わる市民参加が重要となっています。

また、様々な社会的活動を積極的に行うボランティアやNPO法人(*27)をはじめとする市民活動団体には、地域の課題解決に向けた協働の担い手としての役割が期待されています（表1-2参照）。

本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても審議会や委員会などを設置するほか、市民ワークショップを開催するなど、市民参画の機会の提供に努めています。

あわせて、市政への市民参加の促進や市民による地域の課題、社会的課題の解決等により協働による地域社会の形成を目的とした協働事業提案制度を運用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広聴、広報紙、ホームページ、SNS等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表1-2 市内のNPO法人

(令和2年4月1日現在)

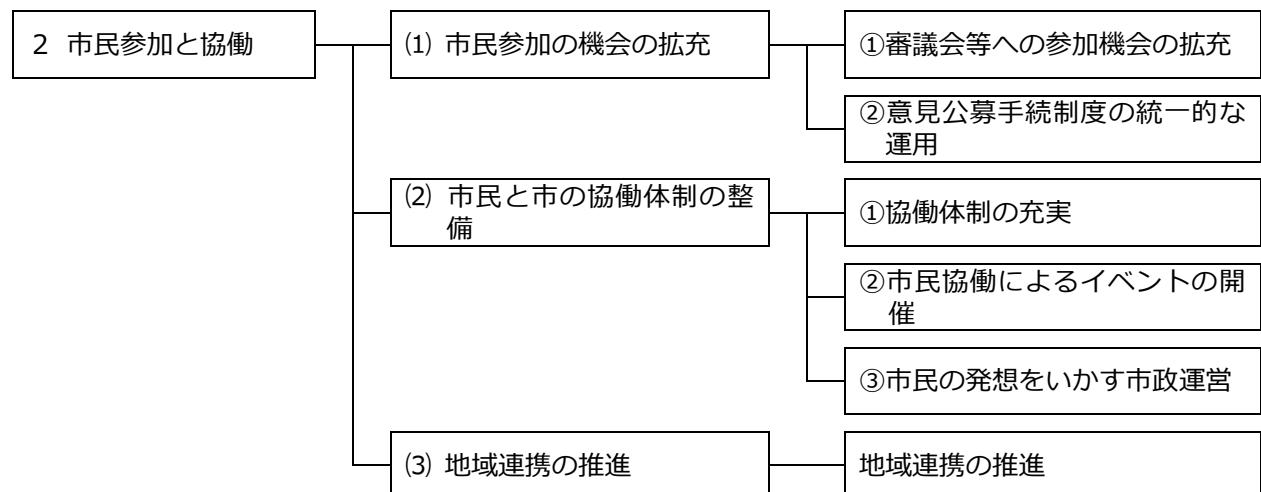
活動内容	団体数
福祉・保健・医療	16 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	1 団体
合 計	20 団体

出典 協働推進課資料

■ 基本方針

計画の策定や施策の評価などの様々な過程において、より積極的に市民の参加の機会を確保しを図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、社会的活動を積極的に行うボランティアやNPO法人、大学等の多様な主体との協働にも取り組みます協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容



(*27)NPO 法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

(1) 市民参加の機会の拡充

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①審議会等への参加機会の拡充	<p><u>また、幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化の仕組みについて検討を行います。</u></p> <p>審議会等における公募枠の<u>確保拡大</u>や無作為抽出の活用などにより、計画段階からの市民参加を推進し、市民の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。</p> <p><u>幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化に努めます。</u></p> <p><u>これから本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。</u></p> <p><u>市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加への機会を設けるよう努めていきます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等の市民参加の促進【再掲】 ○無作為抽出を活用した市民参加の推進 ○審議会等における公募枠の拡大 	行政経営課	
②意見公募手続制度の統一的な運用	意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。	行政経営課	

②意見公募手續制度の統一的な運用	意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手續制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。	行政経営課	
------------------	--	-------	--

(2) 市民と市の協働体制の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①協働体制の充実	暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民との協働によるまちづくりを推進します。 ○市民協働を理解するための啓発活動の推進 ○市民協働推進会議の開催 ○協働事業提案制度の運用 ○強靭化ボランティア・市民活動センターの機能強化・事業の充実	協働推進課	
②市民協働によるイベントの開催	活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。 ○村山デエダラまつり等の開催	関係各課	
③市民の発想をいかす市政運営	市民提案制度を活用し、市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営にいかし、市民との協働によるまちづくりを推進します。 市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加への機会を設け、市政運営に反映します。 ○市民提案制度の見直し	行政経営課	

(3) 地域連携の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
地域連携の推進	企業や大学等と連携協力し、福祉経済・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。 ○強靭化大学等との連携推進	協働推進課	

■ 成果指標





<村山デエダラまつり>



<市民が参画した審議会の様子>

<市民が参画した審議会の様子>